

改正案

<p>第三十条（略）</p> <p>2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条各号に掲げる行為があつた場合に、当該行為に係る取引を解消し、又は顧客注文の主旨に従つた履行をするために行つた取引であつて、顧客の同意を得て行うもの（別表第八において「事故処理」という。）</p> <p>3～6（略）</p> <p>別表第八（第六十条第二項関係）</p>		<p>法定帳簿の種類</p> <p>一～六（略）</p>	<p>記載事項</p> <p>（略）</p>	<p>記載要領等</p> <p>（略）</p>
七 顧客 勘定元 帳	<p>一 信用取引、発行日取引、先物取引、有価証券オプシヨン取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び</p>	<p>一 顧客の信用取引に係るもの、発行日取引に係るもの、先物取引に係るもの、有価証券オプシヨンの、有価証券オプシヨン取引に係るもの、選択権付債券売買、先渡取引、</p>		

現行

<p>第三十条（略）</p> <p>2 法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3～6（略）</p> <p>別表第八（第六十条第二項関係）</p>		<p>法定帳簿の種類</p> <p>一～六（略）</p>	<p>記載事項</p> <p>（略）</p>	<p>記載要領等</p> <p>（略）</p>
七 顧客 勘定元 帳	<p>一 信用取引、発行日取引、先物取引、有価証券オプシヨン取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び</p>	<p>一 顧客の信用取引に係るもの、発行日取引に係るもの、先物取引に係るもの、有価証券オプシヨンの、有価証券オプシヨン取引に係るもの、選択権付債券売買、先渡取引、</p>		

有価証券店頭オプション取引に係るものの顧客名、約諾書番号、銘柄、弁済期限、限月又は受渡年月日、売り又は買いの別、権利行使期間、取引期間、権利行使価格、プット若しくはコールの別又はオプションの行使により成立する取引の内容、

選択権利、約定月日、株数、数量、単価、金額、委託手数料、信用取引支払（受取）利息又は品借（貸）料、入出金、差引残高、受入保証金、委託証拠金又は売買証拠金その他の担保財産に関する事項（現金又は代用有価証券等の別、受入又は返却年月日、銘柄、数量、金額）

二 その他の取引に係るものの顧客名、約定月日、銘柄、数量、単価、金額、受渡月日、借方、貸方、残高、現先

有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係るもの及びその他の取引に係るものとに分冊し、顧客別に取引経過を記載する。

二 信用取引、発行日取引、先物取引、有価証券オプション取引又は選択権利債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引により発生した損益金及び受取配当金相当額については、その他の取引に係る顧客勘定元帳に振替える。

三 約諾書番号が別途顧客別に検索できる場合には、約諾書番号の記載を要しない。

四 事故処理に係るものについては、事故処理別に取引経過を記載することができる。この場合において、事故処理に係る顧客勘定元帳を単独で作成・保存することができる。

有価証券店頭オプション取引に係るものの顧客名、約諾書番号、銘柄、弁済期限、限月又は受渡年月日、売り又は買いの別、権利行使期間、取引期間、権利行使価格、プット若しくはコールの別又はオプションの行使により成立する取引の内容、

選択権利、約定月日、株数、数量、単価、金額、委託手数料、信用取引支払（受取）利息又は品借（貸）料、入出金、差引残高、受入保証金、委託証拠金又は売買証拠金その他の担保財産に関する事項（現金又は代用有価証券等の別、受入又は返却年月日、銘柄、数量、金額）

二 その他の取引に係るものの顧客名、約定月日、銘柄、数量、単価、金額、受渡月日、借方、貸方、残高、現先

有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係るもの及びその他の取引に係るものとに分冊し、顧客別に取引経過を記載する。

二 信用取引、発行日取引、先物取引、有価証券オプション取引又は選択権利債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引により発生した損益金及び受取配当金相当額については、その他の取引に係る顧客勘定元帳に振替える。

三 約諾書番号が別途顧客別に検索できる場合には、約諾書番号の記載を要しない。

(新設)

二 その他の取引に係るものの顧客名、約定月日、銘柄、数量、単価、金額、受渡月日、借方、貸方、残高、現先

	八〇十二 (略)	十三 取引残高報告書
取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別	(略)	顧客の氏名、約定年月日、受渡年月日、売買の別、有価証券の種類、銘柄、数量、単価、金額等（手数料を含む。）、現金取引、信用取引、先物取引又は先渡取引の別、期間中の有価証券の入出庫状況（入出庫年月日、有価証券の種類、株数若しくは口数又は券面の総額）、期間中の金銭の入出金状況、当該顧客口座における金銭残高、有価証券残高、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等 その他次に掲げる取引に応じそれぞれ次に定める事項を記載する。 一 信用取引 新規又は決済の別、弁済期限、信
9	(略)	一 顧客口座毎に作成すること。 二 原則として定期的に交付する。ただし、顧客の請求がある場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付する方法に代えなければならない。 三 取引報告書の交付が義務付けられていない場合（有価証券の募集の取扱（有価証券の募集の取扱）等）については、次に掲げる場合を除き取引に係る受渡決済後遅滞なく交付しなければならない。 イ 累積投資契約に基づく取引の場合 ロ 第三十条第二項第二号に規定する場合 ハ 現金自動支払機による受渡しの都度、受渡

	八〇十二 (略)	十三 取引残高報告書
取引についてはその旨の表示及びスタート分かエンド分かの別	(略)	顧客の氏名、約定年月日、受渡年月日、売買の別、有価証券の種類、銘柄、数量、単価、金額等（手数料を含む。）、現金取引、信用取引、先物取引又は先渡取引の別、期間中の有価証券の入出庫状況（入出庫年月日、有価証券の種類、株数若しくは口数又は券面の総額）、期間中の金銭の入出金状況、当該顧客口座における金銭残高、有価証券残高、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等 その他次に掲げる取引に応じそれぞれ次に定める事項を記載する。 一 信用取引 新規又は決済の別、弁済期限、信
	(略)	一 顧客口座毎に作成すること。 二 原則として定期的に交付する。ただし、顧客の請求がある場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付する方法に代えなければならない。 三 取引報告書の交付が義務付けられていない場合（有価証券の募集の取扱（有価証券の募集の取扱）等）については、次に掲げる場合を除き取引に係る受渡決済後遅滞なく交付しなければならない。 イ 累積投資契約に基づく取引の場合 ロ 第三十条第二項第二号に規定する場合 ハ 現金自動支払機による受渡しの都度、受渡

<p>用取引支払（受取）利息 又は品借（貸）料 二 先物取引 新規又は 決済の別 三 有価証券オプション 取引及び選択権付債券売 買取引 権利行使期間、 権利行使価格、プット又 はコールの別、新規、権 利行使、転売、買戻し又 は相殺の別、限月及び対 価の額又は選択権料 四 先渡取引 委託か自 己かの別及び期日（有価 証券先渡取引については 新規、決済又は解除の別 ） 五 有価証券店頭指数等 スワップ取引 委託か自 己かの別、取引期間及び 受渡年月日 六 有価証券店頭オプシ ョン取引 委託か自己か の別、権利行使期間、オ プションの行使により成 立する取引の内容及び対 価の額</p>	<p>金額及び受渡し後にお ける寄託証券残高又は これに相当する金額を 記載した書面を交付す る場合 二 その他の取引報告書 に準ずる書面を交付す る場合 四 顧客の請求により取引 に係る受渡決済後遅滞な く取引残高報告書が交付 される場合であつて、取 引報告書又はこれに準ず る書面（以下「取引報告 書等」という。）が交付 され、当該取引報告書等 の記載内容どおり受渡済 である旨の記載が取引残 高報告書にある場合には 、当該取引報告書等にお いて確認できる記載事項 のうち、顧客名、銘柄、 受渡日、当該取引に係る 受渡決済後の金銭及び有 価証券の預り残高以外の 記載事項を省略すること ができる。 五 取引に係る受渡決済後 遅滞なく取引残高報告書</p>
<p>用取引支払（受取）利息 又は品借（貸）料 二 先物取引 新規又は 決済の別 三 有価証券オプション 取引及び選択権付債券売 買取引 権利行使期間、 権利行使価格、プット又 はコールの別、新規、権 利行使、転売、買戻し又 は相殺の別、限月及び対 価の額又は選択権料 四 先渡取引 委託か自 己かの別及び期日（有価 証券先渡取引については 新規、決済又は解除の別 ） 五 有価証券店頭指数等 スワップ取引 委託か自 己かの別、取引期間及び 受渡年月日 六 有価証券店頭オプシ ョン取引 委託か自己か の別、権利行使期間、オ プションの行使により成 立する取引の内容及び対 価の額</p>	<p>金額及び受渡し後にお ける寄託証券残高又は これに相当する金額を 記載した書面を交付す る場合 二 その他の取引報告書 に準ずる書面を交付す る場合 四 顧客の請求により取引 に係る受渡決済後遅滞な く取引残高報告書が交付 される場合であつて、取 引報告書又はこれに準ず る書面（以下「取引報告 書等」という。）が交付 され、当該取引報告書等 の記載内容どおり受渡済 である旨の記載が取引残 高報告書にある場合には 、当該取引報告書等にお いて確認できる記載事項 のうち、顧客名、銘柄、 受渡日、当該取引に係る 受渡決済後の金銭及び有 価証券の預り残高以外の 記載事項を省略すること ができる。 五 取引に係る受渡決済後 遅滞なく取引残高報告書</p>

を交付する場合には、当該顧客口座における金銭残高（当該取引に係る受渡決済後の金銭残高を除く。）、有価証券残高（当該取引に係る受渡決済後の有価証券の預り残高を除く。）、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等に係る記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付することに代えて定期的に交付することができる。

六 信用取引、先物取引、オプション取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係る記載事項のうち、取引報告書等において確認できるものについては、顧客名、約定年月日、銘柄、取引の種類、数量、手数料以外の記載事項を省略することができる。

七 第三十条第三項から第

を交付する場合には、当該顧客口座における金銭残高（当該取引に係る受渡決済後の金銭残高を除く。）、有価証券残高（当該取引に係る受渡決済後の有価証券の預り残高を除く。）、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等に係る記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付することに代えて定期的に交付することができる。

六 信用取引、先物取引、オプション取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係る記載事項のうち、取引報告書等において確認できるものについては、顧客名、約定年月日、銘柄、取引の種類、数量、手数料以外の記載事項を省略することができる。

七 第三十条第三項から第

六項までの規定は、取引
残高報告書及び三二のそ
他の取引報告書に準ず
る書面の交付について準
用する。

八 第六十条第八項に規定
する取引残高報告書の写
しの保存については、同
条第一項第七号に規定す
る顧客勘定元帳及び同項
第九号に規定する保護預
り有価証券明細簿に取引
残高報告書控えを兼ねる
旨を表示することにより
、これに代えることがで
きる。ただし、顧客勘定
元帳及び保護預り有価証
券明細簿が取引残高報告
書と同時に機械処理によ
り作成されている場合に
限る。

九 事故処理に係るもの
については、記載を省略す
ることが出来る。

六項までの規定は、取引
残高報告書及び三二のそ
他の取引報告書に準ず
る書面の交付について準
用する。

八 第六十条第八項に規定
する取引残高報告書の写
しの保存については、同
条第一項第七号に規定す
る顧客勘定元帳及び同項
第九号に規定する保護預
り有価証券明細簿に取引
残高報告書控えを兼ねる
旨を表示することにより
、これに代えることがで
きる。ただし、顧客勘定
元帳及び保護預り有価証
券明細簿が取引残高報告
書と同時に機械処理によ
り作成されている場合に
限る。

(新設)